

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

四日市市防災マップによると、下水道及び河川の氾濫があれば楠地域において、2m～5m未満の浸水が予想されています。一部地域では5m超えの浸水が予測されています。

四日市市逃げどきマップ（鈴鹿川水系）によると楠地域は鈴鹿川・鈴鹿川派川が氾濫した場合、浸水が想定されています。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると楠地区においては震度6弱以上の地震が今後30年間で25%以上の確率で発生するとあります。

(地震：四日市市地域防災計画)

[過去最大クラス]

四日市市楠町を始め四日市市沿岸部には震度6弱が想定されています。

[理論上最大クラス]

四日市市楠町を始め四日市市沿岸部には震度6強が想定されています。

(津波：津波避難マップ)

四日市市津波避難マップによると楠地域には3m程の津波が想定されています。

\* 理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波の浸水想定浸水深を示したものです

(津波：津波避難マップ)

四日市市津波避難マップによると楠地域には90分～120分で到達することが予測されています。

\* 理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波の浸水想定到達時間を示したものです

(その他)

1959年9月に発生した伊勢湾台風では、上陸時929.5mm、風速25m/s以上の暴風域が東海地方から四国東部まで入るといって大型で猛烈に強い台風であった。また台風通過時が伊勢湾の満潮時と重なったため、潮位が高くなり、甚大な高潮被害が発生した。四日市では富田・富洲原地区を中心に、死者115人、家屋の全半壊合わせて3,695戸、床上浸水15,125戸、床下浸水3,064戸という未曾有の被害を出した。

また、東海豪雨について、三重県四日市市周辺で14～15時の1時間に解析雨量110ミリの記録的短時間大雨を観測した。

## (2) 商工業者の状況

業種分類	区分	該当社数
建設業	中小企業	99
	うち小規模事業者	95
製造業	中小企業	73
	うち小規模事業者	55
運輸業	中小企業	15
	うち小規模事業者	11
卸売業	中小企業	10
	うち小規模事業者	8
小売業	中小企業	57
	うち小規模事業者	53
金融保険業	中小企業	5
	うち小規模事業者	3
不動産業	中小企業	12
	うち小規模事業者	12
飲食店宿泊業	中小企業	37
	うち小規模事業者	37
教育学習支援業	中小企業	7
	うち小規模事業者	7
医療福祉業	中小企業	6
	うち小規模事業者	6
その他サービス業	中小企業	64
	うち小規模事業者	60
計	中小企業	385
	うち小規模事業者	347

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

#### ・防災拠点整備

市は、災害時に各地区の指定避難所へ迅速に救援物資を配送するため、荷捌き機能を有する拠点防災倉庫を、市内の北部、中部、南部に整備している。また、大規模災害時に、災害対策本部との連携や、全国からの救援物資の受け入れ、消防・自衛隊等の受援拠点となるほか、応急仮設住宅用地への活用可能な総合防災拠点の整備を進めている。

#### ・事業所の防災活動の促進

事業所内外での防災訓練への参加や事業所間での応援体制づくりを指導している。また、災害時における顧客・従業員等の安全確保や事業所内で一定期間従業員が留まることができるよう食料や備品等の備蓄対策を講じるよう指導している。

#### ・三重大学北勢サテライトとの連携

平成 28 年度に締結した、三重大学と四日市市の連携・協力協定に基づき、「防災・減災」分野での連携として、市内事業所において、防災の備えに関する講演等を行っている。

#### ・コンビナート企業との災害防止協定の締結

市は地震、津波など自然災害やその他の事象が原因によるコンビナート災害を未然に防ぐとともに、災害発生時の被害の拡大を防止するために石油コンビナート事業所等との災害防止協定を締結している。

#### ・四日市市企業 OB 人材センターによる支援

豊富な知識・経験を持つ企業 OB による中小・ベンチャー企業への支援活動拠点であり、BCP の策定支援を行うことができるアドバイザーによる支援を行える体制を整えている。

- ・四日市市が締結する応援協定等について  
大規模な災害が発生する場合に備え、相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する、「災害時相互応援に関する協定」を尼崎市や堺市等と締結している。また、速やかに調査及び災害応急復旧工事を実施し、公共施設の機能の確保及び回復並びに被害の拡大及び二次災害の防止を図る、  
「災害発生時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定」を一般社団法人三重県建設業協会の企業や土木建設事業者等と締結している。

2) 当会の取組

- ・BCP策定セミナーの開催
- ・備蓄用缶パンの販売
- ・四日市市楠福社会館指定管理者として消火・避難訓練の実施

II 課題

緊急時の取組や協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と四日市市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (3～5年の期間を記載のこと)  
令和2年4月1日～令和7年3月31日 (5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と四日市市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
  - ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（行政施策、事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
  - ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 2) 商工会自身の事業継続計画の作成
  - ・当会は令和2年事業継続計画を作成（別添）
- 3) 関係団体等との連携
  - ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼
- 4) フォローアップ
  - ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- 5) 当該計画に係る訓練の実施
  - ・自然災害（マグニチュード6弱の地震）が発生したと仮定し、四日市市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と四日市市で共有する)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と四日市市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

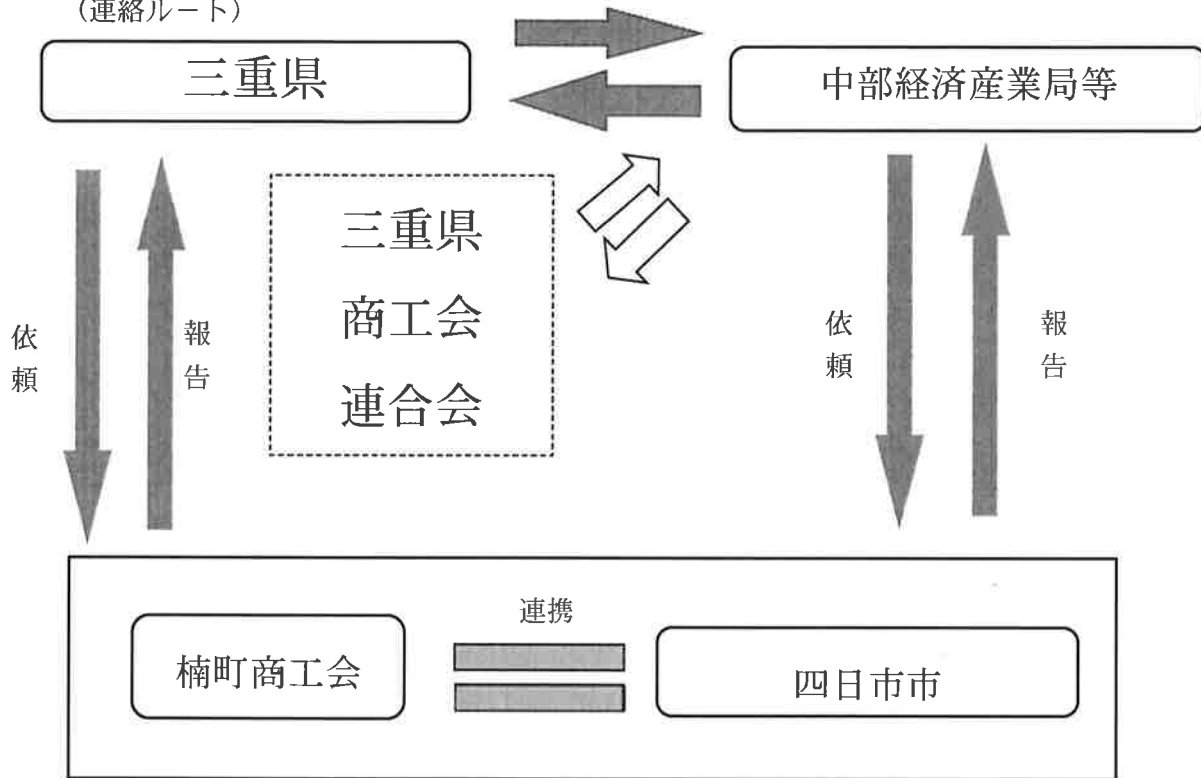
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と四日市市が共有した情報を、三重県の指定する方法にて四日市市又は当会より三重県へ報告する。

(連絡ルート)



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

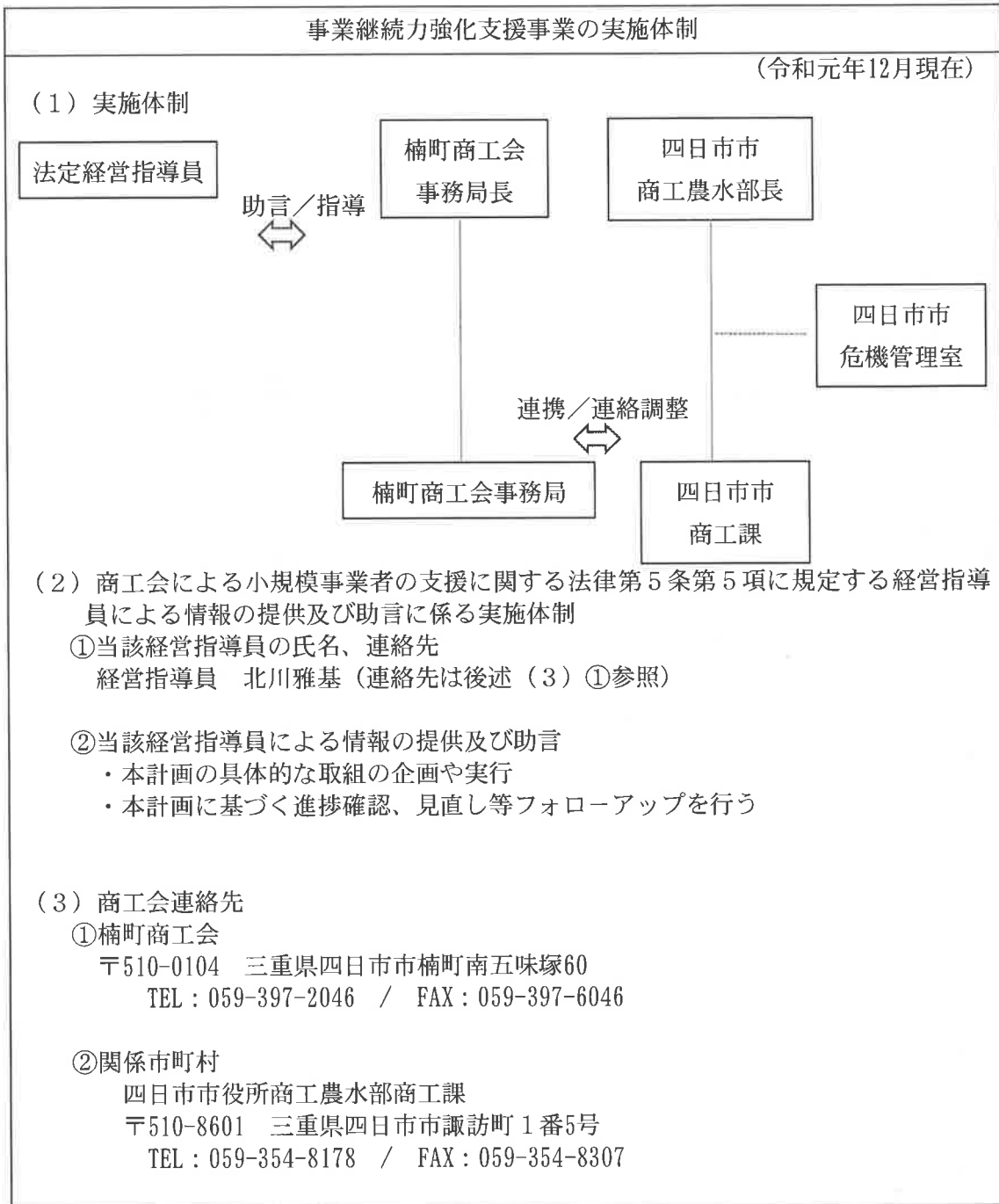
- ・相談窓口の開設方法について、四日市市と相談する。
- ・安全が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業等の被害状況を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、四日市市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・パンフ、チラシ作製費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
三重県補助金、四日市市補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等